

① 総合計画の計画実行、実施の検証について

広報長与4月号において、総合計画について実効性のある事務事業評価および施策評価を実施し、これまでの成果の検証を行うとしているが、施策42項目について、取組むとしたもののうち実行、実施されなかったものの検証および事後評価も行うべきと考えるがどうか。

② 開発負担金等の適正な徴収について

開発指導要綱に基づく開発行為に係る負担金、協力金等の徴収については、法的妥当性のもと、条例でその徴収について定めた上で納入を求めるべきだと考えるが、実態はどうか。

③ 町道後川内中央線の横断歩道および停止線の表示について

町道後川内中央線延長557メートルの中に4本の横断歩道が設置されている、終点部にあたるシーボルト校正門前T字交差点の横断歩道については「止まれ」表示がない停止線がセットされた表示となっているが、起点部のもみじ公園横のT字交差点の横断歩道前後には手前の左右の見通しができない位置に「止まれ」が表示された停止線、その先に横断歩道、その先より交差点に近い位置の左右の見通しができる位置に破線の停止線が表示されているが次について質問する。

- (1) 見通しのきかない位置で規制をかけて車を停止させる必要性を伺う。
- (2) 横断歩道をより交差点側に表示することでシーボルト校正門前と同様の表示ができると思うが、より安全で、車の運行、歩行者の進行の妨げにならないような、統一した表示にはできないか伺う。
- (3) 警察庁交通局長の通達の中に、停止線を設置する位置の記述があり、車両が停止する位置を示す必要がある場所として、T字路の交差点が図示され、注釈により、「交差する道路の状況がよく視認することができ、かつ、その道路の交通を妨げない位置に設置するものとする。」と記されている、本交差点での適用にはならないのか伺う。
- (4) 町内の信号機が設置されていないT字交差点において、もみじ公園横と同様の表示がされた横断歩道は何か所あるか伺う。